

令和6年度版

# 園生活のしおり

重要事項説明書



保育所型認定こども園

## 茨田東こども園

所在地 大阪市鶴見区茨田大宮4-40-15

電話 06-6911-2600

FAX 06-6911-2601

## 目 次

- 保育理念 P1
- 保育基本方針
- 保育目標

### ◇茨田東こども園 重要事項説明書

- 1. 施設運営主体 P2
- 2. 利用施設
- 3. 施設目的・運営方針
- 4. 当園における施設・設備等の概要
- 5. 提供する幼児教育・保育等の内容
- 6. 職員の職種、職員数及び職務の内容
- 7. 教育・保育を提供する日
- 8. 教育・保育を提供する時間
- 9. 登降園について
- 10. 食事提供方法及び提供を行う日・アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況
- 11. 利用料金
- 12. 利用の開始に関する事項
- 13. 利用の終了に関する事項
- 14. 嘱託医
- 15. 緊急時の対応
- 16. 非常災害時の対策
- 17. 虐待の防止の為の措置に関する事項
- 18. 要望・苦情に関する相談窓口
- 19. 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額
- 20. 児童の利用状況
- 21. 第三者評価の受審・自己評価の実施状況
- 22. 子ども・子育て支援法 39 条 3 項、第 5 項の規定による公表・公示
- 23. 当園におけるその他の留意事項

- 園生活に必要なもの【乳児】 P12
- 園生活に必要なもの【幼児】

### ◇認定こども園における 保健・衛生のしおり

- 1. こどもの健康観察 P16
- 2. 保健・衛生に関する行事
- 3. 予防接種について
- 4. 薬についてお願い
- 5. 病気によりこども園をお休みしていただく場合について
- 6. すり傷・切り傷等のけがについて
- 7. 虫さされ・虫除けについて

※添付資料 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

### 《保育理念》

- ①常に子どもの幸福を第一に考えた保育を行い、子ども達が健全な生活が送れるよう、職員は知識の修得と技術の向上に努めます。
- ②集団生活を通して子ども達の主体性を尊重しながら保育することにより、自立する心を養います。
- ③保護者や地域社会と力を合わせ、常に社会性と良識をもって、保護者や地域社会と接します。

### 《保育基本方針》

- ①愛情と熱意を持って一人ひとりを育てる保育を提供し、保育に関する要望や意見、相談に際してはわかりやすく説明する努力をし、全職員が知識と技術の向上に努めます。
- ②集団生活を通じて基本的な生活態度・習慣と、自分で考え、判断・行動・表現できる能力の形成を図ります。
- ③子どもに健康で安全な環境が作れるよう、保護者や地域社会とのコミュニケーションを密にします。

### 《保育目標》

「元気な子」「思いやりのある子」「自分で考え行動できる子」「ルールや規律を守れる子」こんな子どもに育ってほしいと願っています。

### 《大切にしていること》

- ①基本的な生活習慣（食事・排泄・睡眠・着脱など）を身につける。
- ②自分の思いを豊かに表現し、相手の思いも受けとめる。
- ③いろいろなことに興味を持ち、考え工夫して意欲的にあそぶ。
- ④自分も友達も大切に子ども。
- ⑤豊かな感性を持った子ども。

茨田東こども園は、令和3年4月1日より「保育所型認定こども園」に移行しました。「認定こども園」とは、保護者が働いているいないにかかわらず就学前の児童を受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域社会における子育て支援として、全ての子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場の提供等も行います。

## 茨田東こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 向日葵福祉会
所 在 地	大阪府門真市三ツ島6丁目25番1号
電 話 番 号	072-887-5575
代表者氏名	理事長 岡本 恒男

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	茨田東こども園
施 設 の 所 在 地	大阪市鶴見区茨田大宮4丁目40番15号
連 絡 先	電話番号06-6911-2600 FAX06-6911-2601
管 理 者	園長 岡本 高博
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
認 可 定 員	3号認定                      2号認定                      1号認定 0歳児 6人                      3歳児 19人                      3歳児 1人 1歳児 12人                      4歳児 19人                      4歳児 1人 2歳児 15人                      5歳児 19人                      5歳児 2人
利 用 定 員	満3歳児以上の児童                      46人(1号認定15人) 満1歳以上満3歳未満の児童                      18人 満1歳未満の児童                      3人
開 設 年 月 日	昭和45年11月1日 ※平成28年7月1日より民間移管

※利用定員は変更となる可能性があります。

### 3 施設の目的・運営方針

茨田東こども園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、教育及び保育を必要としている児童を日々受け入れ、保育を行う事を目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「児童」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、児童の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		524.53 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
	延べ面積	480.55 m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭 159.83 m <sup>2</sup> 屋上園庭 120.00 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
調乳室	1室	
保育室	5室	ひよこ組(0歳児)・あひる組(満1歳児)、 うさぎ組(満2歳児)、ぱんだ組(満3歳児)、 きりん組(満4歳児)、ぞう組(満5歳児) について各1室
乳・幼児トイレ	2室	各1室
調理室	1室	
事務室(医務室兼)	1室	
相談室	1室	
プール	1	夏季に屋上に設置

#### 5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、保育所型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

##### (2) 障がい児保育

障がいのある子どももいない子どもも、地域やこども園で育ちあうインクルーシブ保育をすすめています。

##### (3) 地域交流活動

地域の子ども達を園行事などに招待して一緒に楽しんだり、園庭で遊んだりします。

##### (4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受付けています。

《 受付：月曜日～金曜日 午前10時から午後2時 》

## 6 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和5年5月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	こども園運営をつかさどり、所属職員を監督する	1人	1人	0	
主幹保育教諭	園長を助け、命を受けてこども園の一部を補佐、園児の保育等をつかさどる	2人	2人	0	
保育教諭及び保育士	園児の保育等をつかさどる	10人	10人	0	
栄養士	園児の発達段階に応じ、献立を作成する。	1人	1人	0	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき給食及びおやつを調理する。	2人	2人	0	

※給食委託事業の栄養士が巡回。

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」（以下「条例」という）の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

### <各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち7時間45分
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち7時間45分
保育教諭及び保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち7時間45分

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日 8月11日～8月17日 12月28日～1月4日 3月25日～3月31日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

※新2号認定（預かり保育）については別紙

## 8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～16時(※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分
	保育短時間 (最大8時間)	8時～16時(※注2)

(※注1) やむを得ない理由で、9時より前若しくは16時を超えて保育を必要とされる場合は、時間外保育を提供いたします。(別途利用者負担が必要となります。)

(※注2) 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間になります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

## 9 登降園について

- (1) 朝は午前9時15分までに登園して下さい。尚、やむを得ず登園時間が遅くなる場合や、欠席の場合は、午前9時までに連絡してください。
- (2) 送迎は、決められた時間を守り、保護者またはそれに代わる人がしてください。お迎えがやむを得ず、届出時間より遅れる場合や、人が代わる場合は、事前に必ず連絡してください。※お迎えは、中学生以上の方に限ります。

※登降園時は事故防止のため、通用門の開閉は必ず保護者や大人が行い、十分ご注意ください。また、必ず上部カンヌキを掛けてください。

※出入りの際、子どもが道路に飛び出すと危険ですので、子どもから目を離さないようにしてください。また、門の上部のカンヌキはわずかな時間でも必ず閉めてください。

※午前9時30分から午後3時30分の時間帯は安全の為、オートロックが施錠されています。来園された方は、インターホンに向かって顔を見せて名前を言ってください。

- (3) 仕事の都合で、午前7時30分～8時までの保育、又は午後4時以降の保育が必要な方につきましては、「保育必要時間申請書」と「勤務条件にかかる証明書」を提出していただきます。

※保育必要時間申請書につきましては、勤務時間+通勤時間に応じての時間となります。

- (4) 仕事が休みで登園される場合は、お休みであること、またその日の連絡先を必ずお知らせください。また、お迎えは午後4時までにお願います。

(5) 短時間保育や1号認定の場合、時間を超えると延長料金を別途徴収いたします。

(¥200/30分)

(6) 保護者の勤務先、住所、緊急連絡先などの変更があったときや、当園を退園される場合は、速やかにお申し出ください。

(7) 送り迎えの基本は徒歩か自転車をお願いします。**車での送迎はご遠慮ください。**

自転車を停める時は車や通行人に十分気をつけてください。

**※やむを得ず、車での送迎になる時は、必ずコインパーキングに停めてください。**

(8) 保育室の出入りの際には、子どもが飛び出さないように必ず鍵をかけてください。

(9) 送迎時は遊具等で遊ばずに帰り支度をし、速やかに降園してください。

事故防止のためご協力をお願いします。

《こども園での生活》

乳児(0・1・2歳児)		幼児(3・4・5歳児)	
時間	活動	時間	活動
7:30~	順次登園・視診・検温 室内遊び	7:30~	順次登園・視診 戸外・室内遊び
9:30~	おやつ 室内・戸外あそび	9:40~	体育ローテーション クラス別設定保育
11:00~	給食	12:00~	給食
12:00~	お昼寝 		休息(3歳児12月までお昼寝) 室内・戸外自由遊び
15:00~	おやつ	15:00~	おやつ
16:00~	順次降園 長時間保育	16:00~	順次降園 長時間保育
18:30	最終降園	18:30	最終降園

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

こども園において調理を行います(調理業務は(株)マルワ)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。



	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況

当園は食事を給食業者に委託しております。従って、当園と委託業者の栄養士と献立作成や栄養価等の評価を実施し、安全な食の提供に努めております。

(5) 毎日の献立メニューは1階給食室前に展示していますので、参考にして下さい。

(6) 幼児は主食提供事業を実施しています。主食費として月額1,500円徴収します。事情により1ヶ月間(1日～月末まで)続けて休む必要がある場合は、事前に主食費免除の申請ができますのでご相談ください。事前申請がない場合は免除できません。また、1日でも食した場合は徴収となりますのでご承知ください。

※令和6年4月より副食費(4,700円/月)を徴収させていただいています。

(7) 園外保育(遠足等)の時には、「お弁当」をお願いすることがあります。家で調理をしてから食べるまでの時間が長くなりますので、必ず当日の朝、加熱調理し良く冷ましてからお弁当箱に詰めてください。

汁気の多いもの・炊き込みご飯・生野菜・果物は傷みやすいので控えましょう。加工食品(かまぼこ・ウィンナー等)も加熱し、揚げ物等は中心部まで十分に火を通して下さい。「ふりかけ・のり」等はご飯が冷めてからかけると傷みにくくなります。

## 11 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料相当額の施設使用料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料負担額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育料は、こども園から配布する徴収袋に入れてお持ちください。1ヶ月続けてお休みされても籍がある場合は、保育料の納付が必要ですのでご承知おきください。

※2カ月以上保育料を滞納されますと、退園していただく場合があります。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、以下に掲げる費用を負担していただきます。(※表を参照)お支払い方法については、当園がお渡しする収納袋にて支払い頂きます。諸経費は、職員に手渡しして下さい。



項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3、4、5歳児の主食提供に係る実費負担	月額 主食費 1,500円 副食費 4,700円 合計 月額 6,200円
行事費	園外保育に係る実費負担	随時 100～400円程度
被服費	帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	入園時 890円程度
保育活動 充実費	3、4、5歳児の外部講師による保育活動に係る実費負担	月額 3歳児 250円 4歳児 500円 5歳児 500円
教材費	個人負担の教材等に係る実費負担 粘土(310円)、クレパス(510円)	入園時 310～820円程度
	出席ノート(幼児用)  けんこう手帳(共通)	280円(1年間使用) 170円(6年間使用)
写真代	年2回販売	1枚 42円
アルバム代	年長児修了の際、個人負担による	2,400円
延長料	保育時間延長に係る実費負担	30分 200円
日本スポーツ 振興センター	災害共済給付掛金	年額 210円

※利用料金は変更となる可能性があります。

## 12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき、当園に利用の要請をされた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支援要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	長谷川医院
医院長名又は医師名	長谷川 正
所在地	大阪市鶴見区諸口 4-15-15
電話番号	06-6913-6686

(2) 歯科

医療機関の名称	大草徳庵歯科医院
医院長名又は医師名	大草 修
所在地	大阪市鶴見区今津北 5-11-12
電話番号	06-6968-3300

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

(1) 災害時にこども園を臨時休園する場合、お迎えをお願いしますので、ご協力ください。台風接近等の場合は天気情報に特にご注意ください。暴風警報発令中は、自宅待機になります。

- ・警報が10時30分までに解除された場合は通常通り、給食の提供があります。
- ・10時30分以降に解除になった場合は臨時休園となります。

(2) 提出していただいている緊急連絡票の職場や電話番号などの変更がある場合は、速やかにお知らせください。※携帯番号以外の連絡先も記入してください。

保育中に災害があった場合	
主たる避難場所	茨田東こども園 TEL 06-6911-2600
上記以外の避難場所	茨田東小学校 TEL 06-6912-0011

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 岡本 高博	
	・ご利用時間 9:00 ~ 17:30	
第三者委員	・電話番号 06-6911-2600	
	FAX 06-6911-2601	
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	吉村里実	電話番号 06-6912-8239
	槇 信子	電話番号 072-881-5420

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を玄関に設置しています。
- ※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

## 19 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	210 円 (年額)

こども園では特に子どもの安全について留意しますが、万一の事故に備えて全員『独立行政法人日本スポーツ振興センター』に加入していただきます。(¥210/年) こども園でのけがで通院した場合は、一旦保護者の方に医療費を立て替えていただきます。その後申請により返金されます。

- ※かかった医療費が少額の場合は、対象にならないこともありますのでご了承ください。
- ※上記の保険のほか、「全国私立保育園連盟」の園賠償責任保険にも加入しています。  
(この保険は、保護者負担金はありません)

## 20 児童の利用状況 (毎年度5月1日現在)

クラス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児 (ひよこ)	3人	3人	2人
1歳児 (あひる)	6人	5人	6人
2歳児 (うさぎ)	12人	12人	9人
3歳児 (ぱんだ)	12人	18人	14人
4歳児 (きりん)	18人	13人	18人
5歳児 (ぞう)	16人	16人	13人

- ※当園は異年齢児による保育も大切にしています。

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

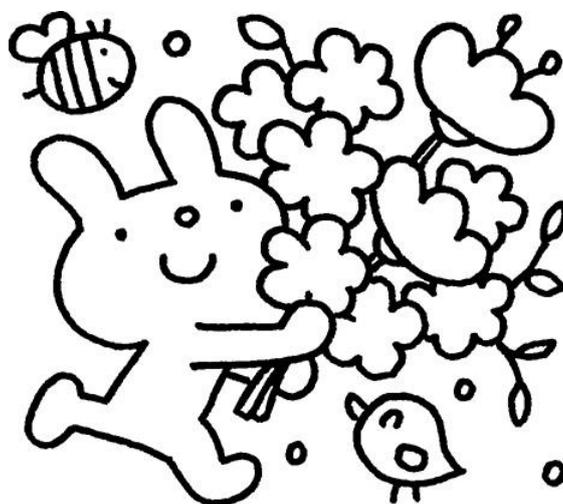
項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度受審	大阪府HP・当園HPに公表中
自己評価の実施状況	実施	

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表、公示された案件はありません。

## 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	<u>当園への自動車での通園は原則認められません。</u>

- ・毎月、保育アプリ「コドモン」にて「園だより」を配信します。子どもの様子や行事予定、給食献立などをお知らせします。また書面にて、おたよりを発行する場合がありますので、読み落としのないよう、かばんの中を見たり、子どもにたずねるなどして気をつけて下さい。
- ・掲示板、クラスのボードにも緊急なことや連絡事項などをお知らせすることがあります。毎日必ず見るようにしてください。
- ・アレルギー児への配慮のため、園内での飲食物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・個人情報保護のため、行事以外での園内の写真撮影などはお断りしています。また、行事の写真においてもブログやSNS等の投稿には保護者間での了承のもとに行い、トラブルのないようお願いいたします。



園生活に必要なもの【乳児】0. 1. 2歳児



		0歳	1歳	2歳	備考
毎日持ってくるもの	おしぼりタオル	3	3	3	
	エプロン	3	3	3	・ゴムの伸びや、衛生面に気を付け、洗い替えを用意してください。 ・タオルを二つ折りにして輪にして縫い、ゴムを通して下さい。
	からだ拭き ・おしりふき用タオル	1	1	1	使用しなくても、週末には持ち帰り、洗ってください。
	汚れ物入れ袋	1	1	1	スーパーの袋又はそれに代わる物。
	乳首(ピジョン 又は母乳実感)	3	/	/	密閉容器を2つご持参ください。
	肌着(Tシャツ可)	3	3	3	
	上衣(半・長シャツ)	3	3	3	
	下衣(半・長ズボン)	3	3	3	デニム地等、脱ぎ履きしにくいものは控えてください。
	紙パンツ	5	5	5	紙パンツには全て名前を書いてください。
	パンツ	/	/	3	保育士が個別でお声がけさせていただきます。
	カラー帽子	1	1	1	帽子は毎日の登降時に着用してください。
	体温計	1	1	1	体温計に名前を書いてください。
	お昼寝用バスタオル又は タオルケット	1組	1組	1組	週末に持ち帰り洗ってください。 ※夏季は水曜日と週末に持ち帰り下さい。
	おしり拭きナップ	1	1	1	無くなりましたら補充してください。
	上ぐつ	/	/	1	サイズは定期的に変換してください。
避難用置き靴	1	1	/	サイズは定期的に変換してください。	

●持ち物には全て、名前(フルネーム)をはっきりと書いてください。



## 園生活に必要なもの【幼児】 3. 4. 5 歳児



	3 歳	4 歳	5 歳	備考	
毎日持ってくるもの	出席ノート	1	1	1	
	カラー帽子	1	1	1	
	からだ拭きタオル	1	1	1	
	汚れ物入れ袋	1	1	1	スーパーの袋又はそれに代わる物。
	箸箱(スプーン・フォーク・箸)	1	1	1	(3 歳児)4 月当初はスプーン・フォークのみ
	コップ	1	1	1	
	半袖・長袖 T シャツ	2	2	1	
	半ズボン	2	2	1	
	パンツ	2	2	1	(3 歳児)必要に応じて紙パンツ
	上ぐつ	1	1	1	サイズは定期的に交換してください。
	お昼寝用バスタオル又はタオルケット	1 組	1 組	1 組	週末に持ち帰り洗ってください。 ※夏季は水曜日と週末に持ち帰り下さい。 ※4・5 歳は夏季のみお昼寝があります。

●上記以外にお絵描き帳(自由に絵を描きます。）・色鉛筆(12 色)を持ってきてください。

●**持ち物には全て、名前(フルネーム)をはっきりと書いてください。**

### 【持ち物について】

- ★登降園の際には、必ず帽子をかぶってください。
- ★衣類・持ち物にはすべて、大きくはっきりと名前を書いてください。洗濯などで名前が薄くなったらすぐに書き直してください。
- ★リュックサックなどにつける目印代わりのキーホルダーは、外れて踏んでケガをしたり、破損、誤飲の恐れがある為つけないでください。

### 【服装について】

- ★活動的で脱ぎ着のしやすい物にしてください。(スカート・チュニック・ワンピース・吊りズボン・スカート付きズボン・すその長いズボン・つなぎの服フード付きのものなどは着脱しにくかったり、危険がともないますのでやめてください。)
- ★髪の毛を結ぶゴムは、飾りのないものにしましょう。切れやすい輪ゴムはやめましょう。

### 【名札について】

- ★新年度 4 月当初は、登園時に名札を衣服につけ、降園するときに所定の場所に返却をしてください。

### SIDS(乳幼児突然死症候群)

生後6ヶ月未満の乳児に多く見られる突然死です。詳しい原因は解明されていませんが、リスク要因として、保護者の喫煙・うつぶせ寝・非母乳栄養(人工栄養)があげられます。予防策として、仰向けに寝かせる・母乳で育てる・養育者の禁煙・敷布団は固めの物を選び枕は使用しない・乳幼児の睡眠時の呼吸状態をこまめに観察する等です

### 子どもの心身の健康に影響を与える虐待

#### ①身体的虐待

殴る・蹴る・タバコの火を押し付ける等といった身体的な暴力をふるうこと。被虐待児が頭がい内出血・骨折・火傷等で緊急入院することになり発覚するケースが多くみられます。

#### ②性的虐待

子どもと性交したり、性的行為を強要するだけでなく、性的行為を見せたり、性対象として扱うことも含まれます。これにより心理的・精神的問題を負った子どもには、カウンセラー等による治療が必要です。

#### ③心理的虐待

子どもの心が傷つくような言動を繰り返したり、子どもを拒否したりすること。そのストレスが大きいと子どもは対人恐怖や摂食障害になる場合があります。

#### ④ネグレクト

不適切な養育や放置・保護者の怠慢。たとえば、子どもを不潔な状態のまま放っておく、食事を与えない、病気になっても医師にみせない、家に閉じ込める等を指します。

※上記のようなことが見られた時や疑われた場合には、認定こども園は通報する義務があります。

### 親子の愛着こそ子育ての原点

親子のスキンシップ・ふれあいは、子どもが成長していく上で基礎となるものです。乳幼児期でしか培うことができない基本的信頼感を、親のたっぷりの愛情でどうぞ満たしてあげてください。



認定こども園における

# 保健・衛生のしおり

保育所型認定こども園

茨田東こども園

## 1. 子どもの健康観察

### ◎生活リズムを整えましょう

生活リズムを整える事は、子どもの健康にとって大切な事です。早寝・早起きをし、朝ごはんを食べて、できるだけ朝に排便をすませて登園しましょう。

### ◎清潔を心がけましょう

毎週月曜日に爪検査を行います。点検日に爪が伸びている場合、安全のため保護者の方で事務所で爪を切っていただくよう、お声かけさせていただきます。週末には必ずご家庭で切ってください。耳掃除も定期的に行いましょう。

### ◎子どもの体調について

登園時に体調が悪かったり、37.5度以上の発熱があれば休んでいただく事があります。保育中に37.5度以上の発熱や、嘔吐・下痢など、体調に変化が見られた場合は、お迎えをお願いすることがありますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

\*38度以上の発熱の時は、至急お迎えをお願いします。

\*連絡先が変わる時、いつもと連絡先が異なる時は必ずお知らせください。

### ◎嘔吐・下痢について

- ・保育中に、嘔吐、下痢症状が見られた場合、ご家族の方に連絡いたします。できる限り早めのお迎え、受診へのご協力をお願いします。
- ・感染拡大予防のため、吐物や下痢等で汚れた衣服は、洗わずにビニール袋に入れて返却します。(衣服を破棄しない場合は、塩素系の消毒薬で消毒してから洗濯するか、熱水による消毒をして、他の家族に感染しないように処理しましょう。)

## 2. 保健・衛生に関する行事

◎嘱託医による内科健診、歯科健診を行います。

◎身体測定を毎月行います。

◎尿検査(2歳児クラス以上)を年1回行います。

◎健診結果等は「けんこうてちょう」に記入し、お知らせします。

◎「けんこうてちょう」は子どもたちの健康状況・予防接種・健康診断の結果など健康に関する記録を記入していきます。今までに受けた予防接種やかかった病気、アレルギーのある・なしなど子どもの健康状態の記入をお願いします。予防接種を受けた時、病気にかかった時、その他変更事項があった時はその都度記入してください。

\*「けんこうてちょう」は一人に一冊、こども園を修了するまで使用します。紛失したり、汚したり(落書き)しないよう、大切に扱ってください。

## 3. 予防接種について

◎こども園は集団の場所です。集団生活においては、予防接種により予防できる病気やその流行を防ぐことが大切です。対象年齢になりましたら早い時期に予防接種を受けましょう。どの予防接種をどの時期に受けるか、かかりつけ医と相談し行ってください。

#### 4. 薬について

- ◎子どもの薬の服用は本来保護者の責任のもとに与薬するものですので、こども園において預かることはできません。家庭で治療し与薬している場合、職員までお知らせください。  
※気管支拡張剤(ホクナリンテープなど)は誤飲の可能性があるので園では控えてください。
- ◎受診の際に、子どもがこども園に通っている事を伝えていただき、内服時間を「朝・夕」「朝・夕・寝る前」にできないか主治医とご相談ください。
- ◎持病のある子は個別にご相談ください。但し、園外保育の際は薬をお預かりできませんのでご了承ください。

#### 5. 病気によりこども園をお休みしていただく場合について

- ◎症状(熱・咳・嘔吐・下痢等)や感染症等により園をお休みしていただく場合があります。
- ◎感染症等で医師から園を休むように言われた時は、園に連絡の上お休みしていただきます。医師の意見書により、登園していただきます。(後ろのページの意見書をコピーして使用してください。)

次のような場合、学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書が必要です。

- \*結核      \*麻疹(はしか)      \*風疹(三日ばしか)      \*水疱瘡(みずぼうそう)      \*百日咳
- \*インフルエンザ      \*流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)      \*流行性角結膜炎(はやり目)
- \*咽頭結膜熱(プール熱)      \*アデノウイルス感染症      \*病原性大腸菌(O-157)
- \*感染性胃腸炎 等

- ◎こども園で感染症が流行傾向にある場合は、掲示などでお知らせしていますので通院時医師にお伝えください。
- ◎感染症予防のために、保護者の方も園舎入室時の手指消毒のご協力をお願いします。また、ご家庭の方が感染症にかかれた場合も園にご連絡ください。

#### 6. すり傷、切り傷等のけがについて

- ◎消毒液はつけず、傷口から出てくる滲出液で傷を治すようにしています。水洗いの後、清潔さを保ちながら保湿をしています。



#### 7. 虫さされ・虫よけについて

- ◎こども園では、蚊の発生しそうな水溜まりなどの点検、駆除、草刈り、虫除け剤などで虫よけ対策をしています。また、虫に刺された時はその場所を流水で洗い流し冷やしています。虫を寄せ付けないテープやスプレー、虫パッチ、リングなども市販されていますが、強いにおいで他の子どもの気分が悪くなる、はがれて小さな子どもが口にする、リングタイプのものは活動時に引っかかる等、事故や怪我の原因になることがあります。このため虫さされ対策には、薄手の長袖・長ズボンを着用するなどし、肌の露出を少なくする工夫をお願いします。  
※こども園では、虫よけ剤は市販薬の扱いになり、お預かりしていません。  
※虫さされによる反応が強く腫れがひどい場合はご相談ください。